神戸交通労働組合高速駅務支部との交渉議事録

１．日　時：2026 年 10 月 14 日（水）　9 ：30 ～　9 ：55

２．場　所：名谷業務ビル３階　変電区会議室

３．出席者：【当局】運輸課長、運輸係長
　　【組合】駅務支部長、他４名

４．議　題：管区の時差仮眠について

５．発言内容：別紙のとおり

１．時差仮眠について

【当局】　健康管理の観点から、昨年度提案したとおり管区Ａ と Ｂ に「５時間 30 分仮眠」を導入して時差仮眠を実施。朝６時以降は２人体制とする形で提案する。振替輸送の対応時間は変更することはできないが、当日の欠員代務の手配など緊急的な業務は６時以降の対応とすることで可能であると考えている。

【組合】　管区時差仮眠に関して継続協議とのことであるが、令和７年度の分科会および団体交渉の経過において、「継続協議」との明確な発言はなかった認識である。

当時は最終的に西神中央駅の勤務時間と合わせることで妥結しており、一旦議論は終了したものと受け止めていた。今回の提案が継続協議案件であるとの認識については、当時の流れと齟齬があるように感じる。

【当局】　昨年度、時差仮眠については合意に至らなかったため、暫定的に現行の勤務時間の考え方に合わせる形を取らせていただいた。したがって、時差仮眠は継続協議との認識であった。今回、支部側の認識も伺うことが出来た。過去の交渉経過に対する認識の違いはあるものの、今回改めて提案するものとして、協議を進めたい。

【組合】　承知した。持ち帰り協議するにあたり、３点伺いたい。

１点目として、振替輸送に関して、朝の繁忙時間帯に対応が集中する場合がある。他社との調整や電話対応が重なるケースもあり、１人体制時に対応可能か懸念がある。

【当局】　振替輸送の受託に関しては、変更することはできないが、駅係員が当欠連絡の電話をしてきた場合は後で折り返すなど、対応を工夫することで可能と考える。

【組合】　２点目として、時差仮眠を導入した際に、名谷業務ビルの仮泊室数は運転士研修生や乗務員泊まり等により、仮眠室確保が今後も可能なのか。また、雪害や台風等による泊まり勤務者の増加時の対応はどうするのか。緊急時なども含めて足りるのか。

【当局】　現在使用している乗務員、乗務助および板宿駅係員の利用状況を踏まえても、仮泊室数は十分に確保できている。ただし、台風発生時の異常時に関しては一時的に時差仮眠を解消するなどの対応を検討している。

【組合】　３点目として、今回の提案は今年度のみの運用であるか確認したい。

【当局】　今回の提案は今年度内を対象とした提案である。

【組合】　承知した。持ち帰り協議する。